

特定非営利活動法人 HOPE 学童保育所 Family 運営規程

(事業の目的)

第1条 特定非営利活動法人 HOPE（以下「事業者」という。）が設置する学童保育所 Family（以下「事業所」という。）において実施する、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第2項に基づく放課後児童健全育成事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関することを定め、事業所を利用している児童（以下「利用者」という。）が、心身ともに健やかに育成されることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、小学校に就学している児童であって、その保護者が就労等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等と連携の下、発達段階に応じた主体的な遊び及び生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図る。

- 2 放課後児童健全育成事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、市、児童福祉施設、利用者の通学する小学校その他の関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。
- 3 事業の実施にあたっては、利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的な取り扱いをしてはならない。
- 4 事業の実施にあたっては、自らその提供する支援の評価を行い、常にその改善を図る。
- 5 前4項のほか、児童福祉法及び佐野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年9月30日佐野市条例第33号）その他の関係法令を遵守し、放課後児童健全育成事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 放課後児童健全育成事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 特定非営利活動法人 HOPE 学童保育所 Family
- (2) 所在地 栃木県佐野市植野町1838-3番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所における職員の職種、員数(※通常の平日職員配置数)及び職務の内容は、次のとおりとする

- (1) 放課後児童支援員 3名(※1)

放課後児童支援員は、利用者への支援提供、利用者の保護者との連絡調整、設備及び備品等の安全管理を行う。また、利用料管理及び必要な事務を行う。

(※1) 但し、送迎対応時及び当法人が複数職員を配置しなければならないと判断した場合はこの限りではないものとする。

(開所日及び開所時間等)

第5条 事業所の開所日及び開所時間等は、次のとおりとする。

(1) 開所日

ア 原則として月曜日から金曜日及び第2・第4土曜日とする。

イ 開所日日数は1年につき250日以上とする。

(2) 事業所の開所時間

ア 小学校の授業がある日 午前12時00分から午後7時30分まで

イ 土曜日 午前7時30分から午後6時00分まで

ウ 小学校の授業の休業日 午前7時30分から午後7時30分まで

(3) 年間の閉所日

ア 日曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

ウ 8月13日から8月16日までの日

エ 12月29日から翌年の1月3日までの日（前項に掲げる日を除く。）

オ 第1・第3・第5土曜日

（但し、学校夏季休業日期間の土曜日は閉所とする）

(支援の内容)

第6条 事業所で行う放課後児童健全育成事業の内容は、次のとおりとする。

(1) 放課後児童健全育成事業における支援の提供

第5条に規定する開所日及び開所時間において、利用者への支援の提供を行う。

(2) その他支援に係る行事等

2 前項に定めるもののほか、界小学校から事業所への利用者の送迎を行うものとする。

(支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額)

第7条 事業所は、利用者に対する支援の提供にあたり、次に定める費用の額の支払いを受けるものとする。

(1) 入会金・更新料 年額 5,000円(1利用者)

(2) 傷害保険料 年額 3,000円(1利用者)

利用を開始した日に関わらず、その年度における利用者1児童の負担額とする。

- (3) 利用料 月額 15,000 円(おやつ・教材費含む)
ただし市から「民間放課後児童クラブ利用者負担軽減交付金」月額 2,000 円の交付を受けるため、利用料の負担額は月額 13,000 円とする。
- (4) 追加施設利用料 下記の期間事業所に登録している利用者に対し請求するものとする。
- ① 学年始休業期間 7,000 円
 - ② 夏季休業期間 12,000 円
 - ③ 冬季休業期間 5,000 円
 - ④ 学年末休業期間 7,000 円
- 但し、①に付いては前年度より継続している利用者には請求しないものとする。
- (5) その他
イベント、プログラム参加費用等については、実費相当額を負担することとする。
- 2 前項の費用の額に係る支援に当たっては、あらかじめ、利用者の保護者に対し、当該支援の内容及び費用についての説明を行い、利用者の保護者の同意を得なければならない。
- 3 事業者は、第1項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者の保護者に対し交付するものとする。

(利用定員)

第8条 利用者の定員は、おおむね40名とする。(最大42名)

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、佐野市立植野小学校・界小学校地区とする。

(事業の利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者の保護者は、事業の利用に当たっては、次に規定する内容に留意すること。

- (1) 利用者が欠席をする場合には、利用者の保護者は電話その他の連絡方法により事業所へ届けること。また、毎月の利用予定表を事業所へ提出すること。
- (2) 利用者又はその家族の感染症の発症により、他の利用者への感染する恐れがあると認められた場合(新型インフルエンザ対策措置法：平成24年法律第31号・附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症、等)は、事業者は利用者に対して一時利用停止を命ずることができるものとする。
- (3) 利用者の保護者はできる限りこどもの最善の利益を得るために協力すること。
- (4) 利用者の保護者は、事業所内備品等を利用者が破損させた場合原状復帰にかかる

費用を負担するものとする。

- (5) 利用者の保護者は、保育料の滞納が2ヶ月を超え、督促に応じない場合退所を命ずることが出来る。
- (6) 放課後児童健全育成事業に支障をきたす行為が利用者に見られた場合、又、利用者の保護者からの協力を得られない場合、利用解除を命ずることが出来る。
- (7) 事業所に提出している書類に変更等が生じた場合、常に最新のものと差替えを行い、事業者が保護者並びに利用者の状況を常に把握出来るように利用者は努めなければならない。
- (8) 防犯の徹底を図るため、利用者の保護者の迎えを前提とし利用者だけの降所は原則認めない。また、利用者の迎えが保護者に代わる者であって利用者を迎えに来る場合は予め利用者の保護者は事業所に連絡をし誘拐防止等に努めなければならない。

(緊急時等における対応方法)

- 第11条 現に支援の提供を行っている際に利用者の体調に変化が生じた場合その他必要な場合は、速やかに利用者の保護者又は医療機関への行う等の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 支援の提供により事故が発生した際は、直ちに関係する事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。また、その原因を解明し、再発を防ぐための対策を講ずる。
 - 3 支援の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

(非常災害の対策)

- 第12条 事業所は、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに非常災害に対する具体的な計画を立て、これを踏まえた不断の注意及び訓練をするように努めなければならない。また、防火管理者を置き消防訓練計画書の作成等行うものとする。

(苦情解決の窓口)

- 第13条 事業所は、その行った支援に対する利用者及びその保護者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置する。
- 2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容を記録する。
 - 3 事業所は、その行った支援に関し、市から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
 - 4 事業所は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(個人情報の保護)

- 第14条 事業所は、その業務上知り得た利用者及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。
- 2 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らしてはならない。
 - 3 職員であった者に、業務上知り得た障がい児及びその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は他の放課後児童健全育成事業者等に対して、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得る。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第15条 事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずる。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修実施
- (3) 佐野市学童保育連絡協議会での研修及び栃木県学童保育連絡協議会主催・全国学童保育連絡協議会主催の学習会への参加。栃木県主催資質向上研修、栃木県安足健康福祉センター等主催の学習会への参加及び足利・佐野特別支援教育研修会への参加。

(その他運営に関する重要事項)

第16条 事業所は、職員の資質の向上のため研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

- (1) 採用時研修 採用後3か月以内
 - (2) 継続研修 年3回
- 2 事業所は、職員、設備・備品及び会計に関する諸記録を整備し、当該記録を完結の日から5年間保存する。
 - 3 事業所は、利用者に対する支援の提供に関する諸記録を整備し、当該支援を提供した日から5年間保存するものとする。
 - 4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は特定非営利活動法人 HOPE と事業所の管理者及び常任理事会での協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。